県補助金における格差の是正を求める件

指定都市制度は、大都市行政の特殊性に対応するため、都道府県と市町村の二層構造を基本とする現行の地方自治制度の特例として、事務配分、行政監督及び区の設置について特例を設けることにより、大都市の実情に応じた行政運営を実現しようとする制度であります。

地方自治法及び同法施行令は、都道府県が処理することとされている児童福祉など１８項目の事務について、その一部を指定都市に移譲できる旨規定しています。また、道路法の規定による指定区間以外の国道の管理及び都道府県道の管理に関する事務など、個別法においても同様に事務の特例が設けられております。

一方、財源の面では、基本的な県税の制度が維持され、指定都市に対しては、道路特定財源の配分や地方交付税制度を通じて措置されているに過ぎません。

したがって、上記の法令に基づく大都市に関する特例の部分以外は、指定都市といえども、一般の市と同様であり、県と指定都市の関係が全て同格というものではありません。

しかしながら、宮城県における補助金の取扱いにおいては、この大都市の特例に準ずるとして県単独補助金の対象から仙台市を除外したり、大都市の特例と全く関係のない補助金について格差を設けている事例があります。このことは、県民として等しく県民税を負担している仙台市民に対する大きな行政的差別であり、県民としての平等に欠ける扱いと言わざるをえません。

よって、宮城県におかれては、県民税の納税者である仙台市民に対する行政サービスの公平の観点からも、現在設けられている格差を早急に是正されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成１５年１２月１２日

宮 城 県 知 事　　様

仙台市議会議長　　鈴　木　繁　雄